

第 1 1 期中野区健康福祉審議会	資料 2 - 1
第 3 回介護・高齢部会（2026/7/14 開催）	

介護予防・生活支援の取組において区として議論していただきたい論点

1. 短期集中予防サービス事業の効果的な活用 （資料 2 - 2（「2（2）これまでに行った見直しについて」部分）関係）

短期集中予防サービスは、資料 2 - 2 に記した通り、通所型（なかの元気アップセミナー）において事業実施者と地域包括支援センター間の目標共有の強化（実施前共有会議、実施前訪問の実施）、開催時期の分散化による区全体での通年化、勧奨通知の実施等の改善を行ってきたが、訪問型と比較して新たな利用者の獲得が進んでいない現状がある。またサービス修了者が地域の活動や通いの場等へ移行できたか否かの追跡やフォローも十分とは言えない。

地域包括支援センターの業務負担については、ケアマネジメント様式の簡略化等を行っているものの、負担感の大幅な軽減には至っていない。

短期集中予防サービスの取り組みが推進されることで適切な介護予防ケアマネジメントの実施やインフォーマル等の多様なサービスの活用が進んでいくことが、医療経済研究機構から報告されている。より多くの虚弱高齢者の方に短期集中予防サービスを活用してもらい、修了者の地域への再接続及び自己実現を可能にするにはどのような戦略が必要か。

2. 早期からの介護予防の推進 （資料 2 - 2（「3（3）早期からの介護予防の推進」部分）関係）

区は、重症化する前からの介護予防活動の推進として高齢者会館のリニューアル（健幸プラザ）や一般介護予防事業による普及啓発を行っているが、高齢者の就業率が年々上昇し、ライフスタイルも多様化する中、従来型の介護予防事業への参加になじまない属性の方が増加している現状がある。身体機能の維持向上のみならず、高齢者自身が社会参加を通じて地域の担い手となる形での介護予防を検討する必要がある。

今後の介護予防事業の組み立てに当たり、前述の社会状況の変化への対応を含め、どのようなプログラムや仕組みを展開するとよいか。